

事 務 連 絡
令和 5 年 9 月 25 日

地域密着型サービス高齢者施設等管理者 様

奥州市福祉部長寿社会課長

新型コロナウイルス感染症の入所者の感染時の報告について

このことについて、岩手県県南広域振興局保健福祉環境部長寿社会課長より本市が指定する地域密着型サービスの高齢者施設等に対して周知依頼がありましたので、通知文書等を別添のとおり送付いたします。

本通知を受け、本市においても、県南広域振興局管内の取扱いと同様の取扱いとすることと致しましたので、入所者に感染者が確認された際は、下記により引き続き報告のご協力をお願いいたします。

記

1 送付通知文書等

- (1) 新型コロナウイルス感染症の入所者の感染時の報告について（令和 5 年 9 月 21 日付事務連絡、岩手県県南広域振興局保健福祉環境部長寿社会課長）
- (2) （報告様式）新型コロナウイルス感染報告

2 報告を要する地域密着型サービスの高齢者施設等

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護

3 報告方法等

(1) 報告を要する対象者

高齢者施設等の入所者（職員や併設する事業所の発生分は報告対象外）

※クラスター発表や当該施設で感染が拡大した場合は、職員の感染状況等について、市より対象施設等に電話等により問合せする場合があります。

(2) 報告する内容及び様式

別紙報告様式により報告。※県南広域振興局保健福祉環境部長寿社会課へ報告する様式

(3) 報告時期

施設等において感染者が確認された初日は発生確認時。翌日以降は、毎日午前 10 時時点の感染確認状況を当日中（県への報告後速やかに）に報告すること。

なお、新たな感染者の発生や報告事項の記載内容に変更がない場合は、市への報告については、電話による報告でも可とします。

(4) 報告先

奥州市福祉部長寿社会課介護給付係

報告先アドレス：choujul@city.oshu.iwate.jp

(5) 報告を求める期間

令和 6 年 3 月末日まで（当面の間（令和 5 年 9 月 30 日を目途）を延長するもの）

4 事故報告書の提出が必要となる場合

介護サービス事業所等を含む社会福祉施設等で新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」の通知により対応することとなります。次の報告要件に該当する場合は、市町村及び保健所への速やかに報告するとともに、「介護保険施設における事故報告について（通知）」（平成19年1月24日付け長第711号、令和3年7月28日一部改正）の「2 感染症に係る取扱い」に基づき、事故報告書を作成し提出していただきますようお願いします。

- (1) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- (2) 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- (3) (1)及び(2)に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

※ 今回送付する「1 送付通知文書等」については、市公式ウェブサイト（奥州市介護情報サイト）への掲載のほか、ID等登録済みの施設・事業所宛には奥州市医療・介護資源情報提供サービス『ケア倶楽部』にも掲載し周知いたしますので、報告様式はダウンロードして報告してください。

関係者向けサイト『ケア倶楽部』（ログインID等の管理）に関する問い合わせは、奥州市在宅医療介護連携拠点（奥州市地域包括支援センター内 TEL 0197-34-2906、0197-34-2199）にお問い合わせください。

【担当】

介護給付係 高橋

TEL 0197-34-2197（介護給付係直通）